

2024年03月05日 (お知らせ)



JAでんき 電気需給約款の改定について

2024年4月1日より、下記のとおり電気需給約款を改定し特別高圧・高圧供給における供給条件を変更します。

記

1. 改定対象

「電気需給約款（特別高圧・高圧施設用）」

2. 改定内容

JAでんきホームページ（下記リンク参照）に掲載のとおり

3. 約款の掲載先

<https://zennoh-energy.co.jp/ja-denki/agreement/>

4. その他

約款中の一部文言や供給条件等を見直しました。

お客さまへの毎月の電気料金については、個別の電気需給契約書または電気需給基本条件書、およびそれらの最新の覚書・価格改定通知書に記載のとおりですので、今回の約款変更の影響はありません。

電気需給約款（特別高圧・高圧）新旧対照表

＜改定後＞	＜改定前＞
電気需給約款 （特別高圧・高圧施設用） <u>2024年4月1日</u> 実施 （省略）	電気需給約款 （特別高圧・高圧施設用） 2017年11月1日実施 （省略）
2. 定義 (9) 所轄の送配電事業者 <u>北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社</u> の各送配電事業者（合併や統廃合、分社等で事業者の名称が変更となった場合は、変更後の名称に読替えます）のうち、対象となる構内または建物に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。	2. 定義 (9) 所轄の送配電事業者 <u>北海道電力、東北電力、東京電力パワーグリッド、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力</u> の各送配電事業者（合併や統廃合、分社等で事業者の名称が変更となった場合は、変更後の名称に読替えます）のうち、対象となる構内または建物に電力を供給する送電線を所有する会社をいいます。
(10) 所轄の電力会社 <u>北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社</u> （合併や統廃合、分社等で会社の名称が変更となった場合は変更後の名称に読替えます）のうち、対象となる構内または建物が立地する地域を供給エリアとする電力会社をいいます。 （省略）	(10) 所轄の電力会社 <u>北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力</u> の各電力会社（合併や統廃合、分社等で会社の名称が変更となった場合は変更後の名称に読替えます）のうち、対象となる構内または建物が立地する地域を供給エリアとする電力会社をいいます。 （省略）
3 4. 使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款により、以下の場合には、所轄の送配電事業者が需要家の電気の使用を制限し、または中止することがあります ア. 所轄の送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合 イ. 非常変災の場合 (2) 本項（1）の場合には、当社もしくは所轄の送配電事業者は、予め分っている場合はその旨を需要家にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。	3 4. 使用の制限もしくは中止 (1) 託送供給等約款により、以下の場合には、所轄の送配電事業者が需要家の電気の使用を制限し、または中止することがあります ア. 所轄の送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずる恐れがある場合 イ. 非常変災の場合 (2) 本項（1）の場合には、当社もしくは所轄の送配電事業者は、予め分っている場合はその旨を需要家にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(3) 当社は(1)にともなう料金の減額は起こりません。
ただし、所轄の電力会社が、制限または中止の料金割引について経過措置を適用している場合に限り、当社は2017年11月1日実施の本約款「35. 制限または中止の料金割引」の規定を2025年3月31日まで適用するものとします。

~~35. 制限または中止の料金割引~~

削除

35. 損害賠償の免責

(以下項番のみ修正のため省略)

改定：2024年4月1日

35. 制限または中止の料金割引

34. (使用の制限もしくは中止) (によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限もしくは中止した場合には、次のように料金を割引します。ただし、その原因が需要家の責めとなる理由による場合は割引いたしません。

(1) 特別高圧・契約電力が500キロワット以上の高圧の場合(協議制の需要家)

ア. 割引の対象力率

割引または割増し後の基本料金とします。

イ. 割引率

1ヶ月の間に制限または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントとします。ただし、1ヶ月の割引率の上限は100パーセントとします。

ウ. 制限または中止延べ時間数の計算

制限または中止延べ時間数の算出は、所轄の送配電事業者が定める託送供給等約款によります。

(2) 契約電力が500キロワット未満の高圧の場合(実量制の需要家)

ア. 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金とします。

イ. 割引率

1ヶ月の間に制限または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントとします。ただし、1ヶ月の割引率の上限は100パーセントとします。

ウ. 制限または中止延べ時間数の計算

制限または中止の延べ時間数の算出は、所轄の送配電事業者が定める託送供給等約款によります。

36. 損害賠償の免責

(以下省略)

改定：2017年11月1日